

## 調達等手続きに関する規則

2015年7月18日制定

### (趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）が物品等の調達等を行う際に必要な手続きを定めるものである。

### (契約期間)

第2条 物品等の調達は単年度契約を原則とするが、複数年契約が合理的であると判断される事項については、理事会の判断によりこれを認めることができる。

2. 前項にかかわらず、契約期間は3年を超えないものとする。

### (契約手続き)

第3条 物品等の調達に必要な手続き（契約が複数年にまたがる場合には、その総額）は予算規模により次の号により定める

(1) 予算額が50万円未満の調達においては、随意契約により行うことができる。

(2) 予算額が50万円以上、500万円未満の調達では、3社以上の見積書を徴することとする。

(3) 予算額が500万円以上の調達は、第3条に定める手続きによるものとする。

### (入札・公告)

第4条 入札手続きは以下により行うものとする

1. 公募の公示期間及び説明書の交付期間は、原則として10日間とする。

2. 公示予定情報は、連合ホームページへの掲載による電子公告をもって行うものとする。

3. やむを得ない事情により電子公告をすることができない場合には、連合事務局の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### (随意契約)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

(1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。

(2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。

(3) 競争入札によることが不利と認められるとき。

### (規則の改廃)

第6条 この規則を改廃する場合は、理事会の議を経て行うものとする。

### 附則

本規則は2015年7月18日より施行する。